

令和 6 年度

保育園入園のご案内



辰野町子育て応援課

〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地
T E L : (代表) 0266-41-1111 (内線2178・2184)
F A X : 0266-43-3307

目次

	ページ
1 保育園とは	1
2 認定について	1
3 保育の必要量	1
4 令和6年度 年齢別クラス	2
5 町内の保育園	2
6 入園するには (保育を必要とする事由、申し込みに必要な書類、申し込み方法、口座振替申し込み、 利用調整、申し込み後の流れ)	3～17
7 利用者負担額（保育料・副食費等）	18～21
8 給食費	21
9 延長保育料	22
10 保育園の生活 (保育理念、開園時間及び休園、慣れ保育、通園、連絡、服装、教材、給食、退園、 入園後の個人情報、緊急保育、延長保育、病気・事故、病児・病後児保育、一時的保育)	23～30
入園準備品	31～37
辰野町保育園等案内マップ	38

1 保育園とは

保育園とは、就労などのため家庭で保育のできない保護者にかわって就学前児童を保育する児童福祉施設です。（保護者とは父母のことを指し、同居の祖父母や叔父叔母は含みません。）

このため、「集団生活に慣れるため」「下の子どもの育児に手がかかるため」という理由では入園できません。



2 認定について

保育園を利用するためには、保育の必要性に応じた「認定」を受けることになります。

認定は3つに分けられ、認定を受けるための手続きは、入園申込と同時に教育・保育給付認定申請をしていただきます。

認定区分	対象年齢	対象者	主な施設利用先
1号認定	満3歳以上	保育を必要とせず、教育を希望する方	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上	入園要件に該当し保育園での保育を希望する方	保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満	入園要件に該当し保育園での保育を希望する方	

3 保育の必要量

2号認定または3号認定を受ける方は、保育の必要量によって2つに分けられます。

区分	保育の必要量（就労の場合）	利用できる保育時間
保育標準時間	1か月当たり120時間以上の就労	1日最大11時間（8：00～19：00）＋ 必要に応じた延長保育
保育短時間	1か月当たり64～120時間未満の就労	1日最大 8時間（8：00～16：00）＋ 必要に応じた延長保育

4 令和6年度年齢別クラス

クラスは4月1日現在の年齢で決まります。

年度の途中で入園した場合も、4月1日現在の年齢のクラスとなります。

クラス	児童生年月日
5歳児 年長	平成30年4月2日～平成31年4月1日生
4歳児 年中	平成31年4月2日～令和 2年4月1日生
3歳児 年少	令和 2年4月2日～令和 3年4月1日生
2歳児	令和 3年4月2日～令和 4年4月1日生
1歳児	令和 4年4月2日～令和 5年4月1日生
0歳児	令和 5年4月2日～



最後のページに
マップもあります

5 町内の保育園

町内には6つの保育園があり、町内の保育園を自由に選択することができます。

通常保育時間（保育短時間）は8:00～16:00です。

保育園名	定員	住 所	電話番号	受入年齢	延長保育
中央保育園	180	中央106	41-4091	満6ヶ月～	朝 7:30～ 8:00 夕 16:00～19:00
羽北保育園	65	伊那富8230	41-4092	1歳～（R6.4.1現在）	
新町保育園	120	伊那富4915	41-4095	満6ヶ月～	
平出保育園	50	平出2784	41-4096	1歳～（R6.4.1現在）	
小野保育園	50	小野1946	46-2132	満6ヶ月～	
東部保育園	120	樋口2437	41-4098	満6ヶ月～	

6 入園するには

保育園に入園するためには、辰野町に住民票があり、保育園での集団生活に支障のない児童で、保護者のいずれもが次の保育を必要とする事由に該当することが必要です。

保育を必要とする事由	適用条件	詳細ページ
①就労	月16日以上かつ1日4時間以上の労働をしていること（月64時間以上の就労）	4
②妊娠・出産	妊娠中であるか出産後間もなく、児童の保育ができない場合	4
③疾病・障害	父母が病気または心身に障害があり、児童の保育ができない場合	5
④介護・看護	同居の親族（長期入院している親族を含む）を常に介護・看護するため、児童の保育ができない場合	5
⑤災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たるため、児童の保育ができない場合	5
⑥求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合	6
⑦就学	就学で学校に通う、または職業訓練を受ける場合（趣味や通信教育等は除く）	6
⑧育児休業	育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であると認められる場合	6
⑨その他	上記に類するものとして町長が認める場合	6

①就労

【適用条件】月16日以上かつ1日4時間以上の労働をしていること（月64時間以上の就労）

【保育適用期間】就労期間

就労証明書



育児休業から復職する場合の入園可能日は、年齢によって異なります。

- ▶ 3歳未満児：1日保育になるまで約8日間の慣れ保育があるため、復職予定日のおおよそ1ヶ月前（満6ヶ月以降）からの入園が可能です。
- ▶ 3歳以上児：クラスの定員に空きがある場合、慣れ保育を含め希望日からの入園が可能です。

【必要書類】

会社等へお勤めの方 （常勤・パート等）	就労証明書 （勤務先で証明を受けてください） ※育児休業から復職する場合はNo.9・11欄に記載があること ※出産前の方は母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が記入してあるページ）を添付
自営業の方	就労証明書 および 営業許可書、開業届、確定申告書等の写し
農業の方	就労証明書 および 確定申告書の写し等出荷していることがわかるもの

②妊娠・出産

【適用条件】妊娠中であるか出産後間もなく、児童の保育ができない場合

【保育適用期間】出産（予定）月の2ヶ月前から産後6ヶ月後の月末までの期間

【必要書類】母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が記入してあるページ）

③疾病・障害

【適用条件】 父母が病気または心身に障害があり、児童の保育ができない場合

【保育適用期間】 医師の認める治療期間

【必要書類】 [医師の診断書](#) または 障害者手帳等の写し

診断書



④介護・看護

【適用条件】 同居の親族（長期入院している親族を含む）を常に介護・看護するため、児童の保育ができない場合

【保育適用期間】 介護・看護の期間

【必要書類】 [医師の診断書](#) または 障害者手帳、介護保険証（認定済）等の写し
および [介護・看護状況申告書](#)

介護・看護状況申告書



※電子申請の場合、介護・看護状況申告書は紙での用意不要

⑤災害復旧

【適用条件】 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たるため、児童の保育ができない場合

【保育適用期間】 復旧期間

【必要書類】 被災証明書等

⑥求職活動

求職活動申告書



【適用条件】求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合

【保育適用期間】求職活動期間（※3歳未満児は入園月を含め3ヶ月以内）

【必要書類】[求職活動申告書](#)（3歳未満児のみ） ※電子申請の場合、紙での用意不要



就労後、直ちに就労証明書を提出してください。3歳未満児で、3ヶ月以内に就労証明書の提出がない場合は退園となります。提出期限は保育実施期間の最終月の15日です。求職活動を事由として利用できるのは年度内で1回のみです。

⑦就学

【適用条件】就学で学校に通う、または職業訓練を受ける場合（趣味や通信教育等は除く）

【保育適用期間】就学期間

【必要書類】学生証、合格通知書、職業訓練受講決定書等の写しおよび時間割等の写し

⑧育児休業

【適用条件】育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であると認められる場合

【保育適用期間】育児休業期間

【必要書類】[就労証明書](#)（勤務先で証明を受けてください） ※No.9欄に記載があること

⑨その他

【適用条件】上記に類するものとして町長が認める場合 ※子育て応援課へご相談ください

申し込みに必要な書類（すべての方）

4～6ページを確認し、該当する保育を必要とする事由の「必要書類」をご用意ください。



※必要書類は、父・母それぞれ必要です。

※様式は、町ホームページ・保育園・子育て応援課にあります。電子申請の場合も就労証明書は紙をご用意ください。

※就労証明書は、勤務する会社等に作成していただく必要がありますので、早めにご準備ください。

※出生前児童の申し込みは、母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が記入してあるページ）を添付し、入園児童氏名の欄は氏のみ入れてください。出生後に復職日が変更になる場合は子育て応援課へご連絡ください。

申し込みに必要な書類（該当する方のみ）

※様式は、町ホームページ・保育園・子育て応援課にあります。

対象	必要書類
ひとり親家庭	ひとり親家庭等医療費受給者証（写し）または 児童扶養手当証書（写し）
在宅障害者のいる世帯	身体障害者手帳（写し）、療育手帳（写し）、精神障害者手帳（写し）、特別児童扶養手当証書（写し）、障害基礎年金証書（写し）のいずれか
延長保育を希望する方	延長保育申請書 ※電子申請の場合、紙での用意不要
通園バスの利用を希望する方	通園バス利用申込書
海外勤務等のため日本国内で課税されていない方	収入申告書 および 所得や所得控除内容を確認できる書類
入園日時点で辰野町に住民登録がない方	住民税課税・非課税証明書、給与所得に係る住民税特別徴収税額の決定通知書の写し、または 住民税納税通知書の写し ※下記参照

延長保育

バス

収入申告



【令和5年度 住民税課税・非課税証明書】非課税の場合は、令和5年1月1日時点で住民登録のあった市町村にて発行できます。

【令和5年度 給与所得に係る住民税特別徴収税額の決定通知書の写し】会社・官公庁に勤務し、給与から住民税が差し引かれている場合に、令和5年5・6月頃に勤務先から配布される通知書です。

【令和5年度 住民税納税通知書の写し】自営業等で納付書により住民税を納めている場合に、令和5年6月頃に市町村から郵送される通知書です。
※令和6年9月～令和7年3月に入園を希望される方は令和6年度の書類が必要です。令和6年度の書類の提出が必要な方には令和6年8月頃に別途お知らせします。

申し込み方法



マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからスマートフォンまたはパソコンにより電子申請をしてください。用意した書類は添付書類登録の際に、書類をスキャンする、書類をスマートフォンのカメラで撮影する等の方法により添付してください。（原本は保管してください。）

紙による申し込みも受け付けます。申込書は町ホームページ・保育園・子育て応援課にあります。期間内に子育て応援課へ提出してください。

【申込受付期間】

令和5年11月1日（水）～11月30日（木）

電子申請は24時間受付、紙での申請は平日8時30分～17時15分

※上記申込受付期間以降の申請については、その都度利用調整を行います。
ただし、上記期間中の申込者の利用調整が終了した後での利用調整となります。

マイナポータルを使うための準備



①必要なものを準備する。

- 保護者ご自身のマイナンバーカード（登録した署名用電子証明書暗証番号（6～16桁）、利用者証明用電子証明書暗証番号（4桁）、券面事項入力補助用暗証番号（4桁））
- スマートフォンもしくはパソコン



利用者証明用パスワードは3回、署名用パスワードは5回、券面事項入力補助用パスワードは3回、連続で入力を間違えるとロックされます。ロックの解除には、役場窓口でパスワードの初期化をする必要があります。

②利用者登録・ログインする。

マイナポータルサイト



電子申請の手順



マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

▶ 申し込む

(中略)

サービス一覧



手続の検索・電子申請

行政機関の手続の検索・申請



わたしの情報

所得・個人住民税の情報などの確認

手続の検索・電子申請 (ぴったりサービス)

- ▶ 手続の検索・電子申請について
- ▶ 申請の再開
- ▶ 申請状況照会
- ▶ 年金関連の手続

手続の検索

1 市区町村を選択 必須

郵便番号または市区町村名を入力

辰野町（長野県）

検索

長野県 ▼

辰野町 ▼

申請の途中から再開する場合や、複数の児童の申し込みをする場合はこちらから保存したデータをアップロードしてください。

2 検索条件を設定 必須

検索方法を選択

☒ カテゴリ

カテゴリを選択（複数選択可）

すべて選択

選択を解除

☐ 妊娠・出産

☒ 子育て

☐ 引越し・住まい

☐ ご不幸

☐ 健康・医療

この条件で検索



令和6年度 教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込【令和5年11月1日受付開始】

電子署名必須 電子申請可

受付期間 2023年11月01日～2025年03月31日

保育園の保育施設・保育サービスを利用するための手続きです。利用申込の際、教育・保育給付認定※の申請を同時に行うことができます。なお、既に教育・保育給付認定を受けている方は、利用申込のみの手続きも可能です。令和5年11月30日23時59分までに受理した申請で利用調整を行い、令和5年12月1日0時00分以降の申請については、その都度利用調整を行います。※子ども・子育て支援新制度による給付を受ける幼稚園や認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）を利用するには、教育・保育給付認定を受ける必要があります。

詳しく見る

長野県辰野町

令和6年度 教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込【令和5年11月1日受付開始】

令和6年度 2号・3号認定保育施設等の利用申込【令和5年11月1日受付開始】

⊕ オンライン申請

☐ 電子署名必須

受付期間 2023/11/01 - 2025/03/31

制度
保育

(中略)

■ 所管部署

子育て応援課

電子申請の際にはマイナンバーカードか、スマホ用署名用電子証明書を設定済みのスマートフォンによる電子署名が必要となります。

申請する

長野県辰野町

令和6年度 教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込【令和5年11月1日受付開始】

⊕ オンライン申請

☐ 電子署名必須

受付期間 2023/11/01 - 2025/03/31

以下より手続きを開始してください。

入力途中の内容を保存して、再開することも可能です。「入力中の申請データを保存する」より、入力内容のデータをダウンロードすることができます。

step1 申請者情報入力

入力する

step2 申請情報入力

教育・保育給付認定兼
保育施設等の利用申込

入力する

step1 申請者情報入力

申請者の情報を入力してください

iPhoneの場合、「コンテンツプロテクター」がオンになっていると、以下の「郵便番号」が入力できません。iPhoneの設定でオフしてください。

(設定→Safari→コンテンツプロテクター→オフ)

マイナンバーカードを使って、自動入力ができます。



step1 申請者情報入力

「マイナンバーカードで自動入力」を選択後、「カードを読み取る」を選択してください。
※マイナンバーカードの読み取りには券面事項入力補助用暗証番号(4桁)が必要です。

連絡先

連絡先は、電話番号・メールアドレスの両方、またはいずれかをご入力ください。

電話番号

半角数字で入力してください。

08012345678

メールアドレス

半角英数字で入力してください。
※小文字のメールアドレスのみに対応。

○○○@○○.○○

次へすすむ

step2 申請情報入力

案内に従い、申請情報を入力してください。

すべての入力が終わりましたら、「次へすすむ」を選択してください。

step3 入力内容確認

入力内容に誤りがないか確認してください

(中略)

入園児童・保護者氏名

保護者氏名

辰野 太郎

次へすすむ



step3 入力内容確認

入力内容を確認し、誤りがあるものについては「訂正」を行ってください。

申請を途中から再開する場合や複数の児童の申し込みに今まで入力した申請データを使用する場合は、ここで保存を行ってください。

「申請再開」ページからデータをアップロードし、再開できます。

すべての入力が終わりましたら、「次へすすむ」を選択してください。

step4 添付書類登録

必要書類をアップロードしてください

スマートフォンのカメラで撮影した画像のアップロードも可能です。

保育の必要性を証明する書類

② 詳しい説明

ファイルを追加



次へすすむ



step4 添付書類登録

 添付書類データの添付漏れ等にご注意ください。不備があった場合、別途原本を提出していただくか、再度電子申請していただくことになります。

step5 電子署名・送信・印刷

ご自身のマイナンバーカードで電子署名を実施してください

電子署名には「暗証番号」が必要になります。マイナンバーカードを市区町村の窓口で受け取った際に、利用者様自身が設定した6～16ケタの英数字です。

暗証番号（パスワード）を5回間違えるとロックされるのでご注意ください。
※ロック解除には市区町村の窓口で手続きが必要となります。

スマートフォンで電子署名

操作手順

電子署名して申請する



申請様式の控え（PDF形式）および申請データ（CSV形式）のダウンロード

申請様式の控え（PDF形式）および申請完了後の申請データ（CSV形式）をダウンロードできます。

ファイルを保存いただくことを推奨いたします。
次回も同じ手続を申請する場合や、再申請が必要になった場合、こちらでダウンロードした申請データ（CSV形式）をご利用いただけますので大切に保存してください。

控えをダウンロードする



step5 電子署名・送信・印刷

電子署名には暗証番号が必要になります（6～16桁の英数字）。
電子署名が完了しましたら「申請完了」です。「控えをダウンロードする」を選択し、控えを保存してください。

以上で手続きは終了です。

※不備等ある場合は子育て応援課より連絡させていただくことがあります。

口座振替申し込み

電子申請が完了しましたら、引き続き、口座振替の申し込み手続きをしてください。

兄弟姉妹が口座振替登録をしている場合は手続き不要です。

申し込みには便利なWEB申込サービス（※上伊那農業協同組合はWEB申込みできません）をご利用ください。

書類作成や届出印が不要で、郵送や窓口持参の手間なく、手軽に振替口座の設定ができます。

お
手
続
き
の
流
れ

1

基本情報入力



口座名義人もしくは納税者・納付義務者の
氏名やメールアドレスの入力をします。

2

税・料金情報入力



口座振替・自動払込を申し込む
税・料金の情報を入力します。

3

口座情報入力



口座情報を入力いただきます。

金融機関へ
遷移

4

登録完了



正常に完了しましたら、
登録完了メールがご登録いただいた
メールアドレスに届きます。

お手続きはこちらから→



金融機関により利用可能な時間が異なります。

金融機関	稼働時間	
	月	7:00~23:55
八十二銀行	火~土	0:05~23:55
	日	0:05~21:00
	月~金	7:00~23:00
アルプス中央信用金庫	土・祝日	7:00~21:00
	日	8:00~21:00
	ゆうちょ銀行	24時間（不定期メンテナンスあり）



システムメンテナンス等のため、一時的に利用できない時間があります。

- ・ 毎月第4日曜日の午後11時30分から翌月曜日の午前9時00分まで
- ・ 1月、4月、7月、10月の最終火曜日の午前1時00分から午前6時00分まで
- ・ 各金融機関メンテナンス時間等



申し込みが済んだら、登録完了メールが届いているか確認してください。メールが届かない場合、手続きが正常に完了していない可能性があります。ご注意ください。

利用調整

保育園において、受入可能数を上回る保育の利用申込みがあった場合は、以下により優先順位を決定したうえで、利用する児童を決定します。

調整の結果、第1希望の保育園に入れない場合は1月末までにご連絡します。

< 優先順位の決定方法 >

父母それぞれについて、当てはまる基準指数の中で指数の一番高いものを決定し、父と母の指数を比べ、より低い指数を基準指数とします。

基準指数に調整指数を加えたものを利用調整における指数とし、指数が高いほど優先順位が高いものとします。

※辰野町保育園利用調整基準は次のページのとおりです。



	番号	事 由		項 目		指数	
基準指数	1	就労		ア 月労働時間数150時間以上		10	
				イ 月労働時間数120時間以上150時間未満		9	
				ウ 月労働時間数100時間以上120時間未満		8	
				エ 月労働時間数80時間以上100時間未満		7	
				オ 月労働時間数64時間以上80時間未満		6	
				カ 内職 （月16日以上かつ1日4時間以上）		3	
	2	妊娠・出産		ア 出産予定月の産前2ヶ月から産後2ヶ月まで		10	
				イ 出産後3ヶ月から6ヶ月まで		6	
	3	疾病・障害		疾病	ア 入院	1ヶ月以上の入院又は入院見込みの場合	10
					イ 通院	月複数回の通院加療を要する	6
				ウ 自宅療養	1ヶ月以上の常時臥床（がしょう）	10	
					上記以外の自宅療養	6	
		障害	ア 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級	10			
			イ 身体障害者手帳3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級	7			
			ウ 身体障害者手帳4級以下、療育手帳B2、精神障害者保健福祉手帳3級	6			
	4	介護・看護		ア 入院付添い	1ヶ月以上の入院付添い	9	
				イ 施設等付添い	月複数回の常時付添い	6	
				ウ 自宅介護	寝たきり者、障害児者等の介護	8	
					上記以外の一般介護	5	
	5	災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		10	
	6	求職活動		求職活動を継続的に行っている場合		4	
	7	就学		就学で学校に通う、または職業訓練を受ける場合		※	
	8	育児休業		育児休業中である場合		6	
	9	その他		虐待やＤＶもしくはそのおそれがある場合		10	
児童福祉の観点から、町長が特に保育の必要性が高いと判断した場合				10			

※就学については就労の指数を準用する。

調整指数	1	生活保護世帯		+3
	2	ひとり親の世帯（同居の者がいない世帯）、または両親不存在の世帯		+3
	3	生計中心者が失業している世帯		+3
	4	育児休業明け		+2
	5	兄弟姉妹入園 ※	すでに兄弟姉妹が入園している施設を希望する場合	+3
			兄弟姉妹が同時に申込みをする場合	+1
	6	利用者負担（保育料）について、正当な理由なく滞納している者		-3

※兄弟姉妹入園について、どちらも当てはまる場合は、+3の調整指数とする。

< 同一指数で並んだ場合の優先基準 >

利用調整における指数が同一の場合は、以下の基準で優先度を決定します。

優先基準	1	すでに入園している兄弟姉妹がいる
	2	住所地から保育園までの距離がより近い
	3	保護者が保育園や学童クラブで就労（予定）している
	4	多子世帯（同一世帯に子どもが3人以上いる）である
	5	利用者負担算定基準となる市町村民税額がより低い

申し込み後の流れ

▼入園内定

2月上旬に入園内定通知書を送付します。

▼体験入園

保護者と児童で保育園生活に触れ、園生活の具体的な説明を受けます。
各園で行います。（詳細は入園内定通知書と一緒に送付します。）

※対象は4月・5月に入園する児童のみです。6月以降に入園する児童
は入園月の前月に面談を行います。

体験入園 日程	
中央保育園	2月13日（火）
東部保育園	2月14日（水）
小野保育園	2月15日（木）
平出保育園	2月20日（火）
新町保育園	2月21日（水）
羽北保育園	2月22日（木）

▼入園式

4月上旬（詳細は入園内定通知書と一緒に送付します。）

※4月入園の児童が対象です。

▼入園後

入園月の中旬に保育料（利用契約）決定通知書を送付します。



申込内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。電子申請では手続きできません。子育て応援課へお越しいただくか、保育園へお申し出ください。保育を必要とする事由や、世帯員に変更が生じた場合は、利用期間や利用者負担額が変更になる場合があります。

7 利用者負担額（保育料・副食費等）

算定方法

利用者負担額は、以下の①～③から算定し、決定します。

①世帯の住民税額

児童の父及び母に市町村民税が課税されているときは、父及び母の各々の税額の合算により認定した階層とします。児童の父及び母に市町村民税が課税されていないときは、同一世帯に属している家計の主宰者の税額により認定した階層とします。所得割課税額は、調整控除と税額調整措置を除く税額控除（住宅ローン控除、寄付金控除、外国税額控除、配当控除等）適用前の税額です。

今年6年4月から8月分までは令和5年度の課税額を基に、令和6年9月から令和7年3月までは令和6年度の課税額を基に算定します。利用者負担額決定通知は4月中旬と9月中旬に送付します。

※住民税の申告をしていない場合、住民税額がわかる書類が提出されない場合は、金額が算定できないため保育料が最高額になることがあります。

②4月1日時点の児童のクラス年齢

年齢区分は児童の令和6年4月1日現在の満年齢により保育料を算定します。年度の途中で入園する場合も、児童の令和6年4月1日現在の満年齢で算定をします。

（3歳以上児…令和3年4月1日以前に生まれた児童・3歳未満児…令和3年4月2日以降に生まれた児童）

未満児クラスの児童が年度途中で3歳の誕生日を迎えても、年度中は3歳未満児の利用者負担額となります。

③利用時間（保育標準時間・保育短時間）

保育標準時間は、8:00～19:00までの最大11時間保育、保育短時間は、8:00～16:00までの最大8時間保育をいいます。

注意事項

- ①月の途中において入園又は退園した場合の利用者負担額は、日割計算により徴収します。（延長保育料を除く。）
- ②病気等であらかじめ保護者の方から休む申し出があった場合（2週間前までに）の副食費は、一月の登園日数が0日の場合0円、10日以下の場合月額半額の半額とします。
- ③結婚や離婚等により世帯構成の変更があった場合や修正申告等で税額が変更された場合は、利用者負担額を再計算しますので子育て応援課までご連絡ください。世帯構成等の変更があった月の翌月分（税の修正申告をした場合は税務署等へ申告をした月の翌月分）から利用者負担額が変更となります。

納付方法

納入については個人の秘密を守り、また徴収を簡略化するために口座振替をお願いしております。口座振替依頼の手続きは既に兄弟姉妹が口座振替をしている方は必要ありませんが、口座を変更する場合は手続きが必要です。兄弟姉妹ともに同じ口座からの振替となります。

①口座振替取扱金融機関と申込み

八十二銀行・アルプス中央信用金庫・上伊那農業協同組合・ゆうちょ銀行の各本支店が利用可能です。口座振替依頼書を入園月の前々月末までに子育て応援課又は各金融機関に提出していただくか、[WEB申込サービス](#)で手続きを行ってください。なお、上伊那農業協同組合はWEB申込みできません。

②口座振替日

毎月月末の引き落としとなります。12月のみ25日前後の引き落としとなります。（金融機関が休みの場合は翌営業日）

利用者負担額は保育運営の貴重な財源となっております。納付期限は必ず守ってください。納付期限を過ぎても納付をされない場合は督促を行い、なお納付されない場合は、6月・10月・2月に支給される児童手当から利用者負担額を徴収する場合があります。また、給与、財産差し押さえなどの滞納処分を行うことがあります。

辰野町保育園利用者負担額（保育料）表

辰野町の利用負担額は応能負担（保護者の住民税の課税状況に応じた負担）を基本として、国の基準よりも軽減した利用者負担額を設定しています。3歳以上児は給食費等別途実費負担があります（次ページ参照）。

階層区分		3歳未満児		3歳以上児	
階層	市町村民税額	短時間	標準時間	短時間	標準時間
1	生活保護世帯	0	0	0	0
2	非課税世帯	0	0	0	0
3-1	均等割のみ（ひとり親世帯等）	4,000	6,000	0	0
3-2	均等割のみ	13,500	18,000	0	0
4-1	所得割額48,600円未満（ひとり親世帯等）	4,000	6,000	0	0
4-2	所得割額48,600円未満	14,500	19,000	0	0
5-1	所得割額68,000円未満（ひとり親世帯等）	4,000	6,000	0	0
5-2	所得割額68,000円未満	18,500	24,500	0	0
6-1	所得割額77,101円未満（ひとり親世帯等）	4,000	6,000	0	0
6-2	所得割額 97,000円未満	22,000	28,000	0	0
7	所得割額 127,000円未満	25,500	31,500	0	0
8	所得割額 169,000円未満	29,000	35,000	0	0
9	所得割額219,000円未満	33,200	39,200	0	0
10	所得割額301,000円未満	36,600	42,600	0	0
11	所得割額301,000円以上	40,000	46,000	0	0

◆「生活保護世帯」とは、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯をいいます。

◆「ひとり親世帯等」とは、次に掲げる世帯をいいます。

- (1) 母子及び父子世帯並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 次に掲げる在宅障がい児(者)を有する世帯
 - ア.身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ.療育手帳の交付を受けた者
 - ウ.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ.特別児童扶養手当の支給対象児
 - オ.国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

3歳未満児の利用者負担額（保育料）の軽減

①ひとり親世帯（母子・父子家庭）、在宅障がい児（者）のいる市町村民税所得割額77,101円未満の世帯 ※在宅障がい児（者）のいる世帯で軽減を受けるためには申請が必要となります。	第2子以降の保育料	無料
②生計を同一とする第2子以降の児童が入園している場合	第2子の保育料	半額
	第3子以降の保育料	無料
③所得割額 57,700円未満の世帯	第1子の保育料	半額
	第2子以降の保育料	無料

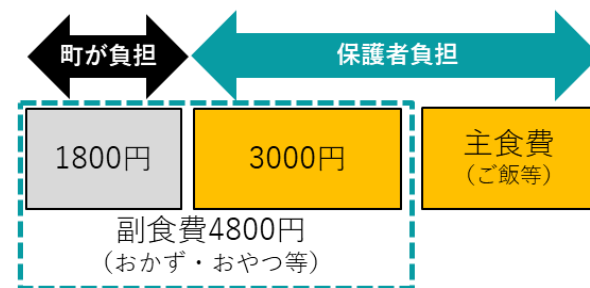
8 給食費

給食の材料にかかる費用については、保護者の皆様のご負担となります。
3歳以上児の副食費（おかず・おやつ等）は、**3,000円**のご負担となります。

（国の基準では月額4,800円ですが、差額は町が負担します。）

主食費はごはんを持ってきたいただくので、かかりません。

3歳未満児は、保育料の中に副食費・主食費が含まれています。



3歳以上児の副食費の免除等

市町村民税所得割課税額が57,700円（ひとり親・障がい世帯は77,101円）未満の場合	免除	
同時に2人以上の児童が入園している場合、最年長の児童から順に第3子以降の場合	免除	
病気等であらかじめ保護者の方から休む申し出があった場合（2週間前までに）	一ヶ月の登園日数が0日の場合	無料
	一ヶ月の登園日数が10日以下の場合	半額

※月の途中において入園又は退園した場合は、日割計算により徴収します。

9 延長保育料

延長保育でのおやつ提供が月に一回でもあった場合、おやつ代がかかります。

(月額)

		3歳以上児・3歳未満児 共通		3歳未満児のみ			3歳以上児のみ (おやつ代)
階層		7:30～8:00	8:00～16:00	17:00まで	18:00まで	19:00まで	19:00まで
月曜日 土曜日	1・2	0円	短時間 保育料	0円	0円	標準時間 保育料	0円
	3-1・4-1・5-1・6-1	500円		1,000円	1,500円		500円
	3-2・4-2	750円		1,500円	3,000円		500円
	5-2・6-2・7～11	1,000円		2,000円	4,000円		500円
土曜日のみ	1・2	0円	短時間 保育料	0円	0円	0円	0円
	3～11	500円		500円	1,000円	1,500円	500円

3歳未満児の夕方の延長保育料の軽減について（太枠の部分のみ）

①ひとり親世帯（母子・父子家庭）、在宅障がい児（者）のいる所得割額 77,101円未満の世帯	第2子以降の延長保育料	無料
	第2子の延長保育料	半額
②生計を同一とする第2子以降の児童が入園している場合	第3子以降の延長保育料	無料
	第1子の延長保育料	半額
③所得割額 57,700円未満の世帯	第2子以降の延長保育料	無料
	第1子の延長保育料	半額

※月の途中からの利用または月の途中で取消し・変更をした場合の日割計算はありません。

10 保育園の生活



辰野町保育理念

子ども一人ひとりを大切に、保護者や地域から信頼される保育園を目指します。

～辰野町保育方針～

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| ★ 安心して預けられる保育園をつくります。 | ★ 一人ひとりの子どもの発達をとらえ、適切な援助を行います。 |
| ★ 保護者とともに子どもの成長を支援します。 | ★ 地域に開かれた子育て支援の拠点となるようにしていきます。 |

～辰野町保育目標～

豊かに伸びてゆく可能性をうちに秘めている子どもたちが、辰野町の自然・文化・歴史・社会等の環境のなかで、日々を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことが保育の目標です。このため保育は、次のような子どもの育成を目指して行います。

★健康でいきいきした子ども ★情緒が安定し、心が豊かな子ども ★仲良く、楽しく遊べる子ども ★意欲的に取り組み、創造する子ども ★よく見、よく聞き、よく考え行動する子ども ★自分のことは、自分でできる子ども

子育てを応援します!!

子育てはなかなか理想どおりにはいきません。多少なりとも失敗することもあります。そして、小さな子どもは一人ひとり個人差があります。「うちの子は大丈夫かしら・・・」と子育てに不安になることもあるかもしれません。そんな時は、まず大人同士が気軽に声を掛け合い、相談し合ってみましょう。話すことで気持ちが軽くなり、不安解消へとつながります。保育園へお気軽にご相談ください。

子育てを保育園とお家の方と一緒に

お子さんは、お父さんお母さんの何気ない毎日の生活の仕方、考え方の影響をたくさん受けて育ちます。ご家庭でも健康で明るく節度ある生活を心がけてください。お子さんの成長にとって、家庭と保育園は車の両輪のように歩んでいくものです。保育園がお子さんの生活の全てにならないように、家族とのふれあいを大切にしながら育てていきましょう!!

開園時間及び休園

通常保育時間（保育短時間）は8：00～16：00までです。登園はなるべく8：30～9：00の間をお願いします。

延長保育時間は7：30～8：00、16：00～19：00までです。

休園日は、日曜日、祝日、12月29日～1月3日です。

土曜、お盆（8月13日～8月16日）、1月4日・5日、卒園式後から入園式前の間は希望保育です（お弁当・おやつ持参）。

日曜参観等による振替休園や、家庭訪問（年少児のみ）等による保育時間短縮の日があります。

保育園の1日

7：30	8：00	11：15	12：15	14：30	16：00	19：00
早朝保育	自由保育・年齢別保育 クラス保育	給食	お昼寝	クラス保育 おやつ	延長保育	

慣れ保育

初めて保育園に入園する児童は、保育園生活に慣れるまでの間、時間を短縮して保育を行い、徐々に保育時間を長くしていく「慣れ保育」を行っております。時間は8：30～下記のとおりです。

入園後の降園時間

入園後の降園時間		1～3日目	4～6日目	7～8日目	
8：30		11：00	12：00	14：00	16：00
早朝保育	自由保育・年齢別保育 クラス保育	給食	お昼寝	クラス保育 おやつ	延長保育

※個人差がありますので、児童の状況によって異なることもあります。

通園

児童の送迎については、保護者の責任において行ってください。

車で送迎の際は交通安全に十分気をつけ、チャイルドシートは必ず着用してください。

雨天の通園時は、安全のためカッパを着用してください。 ※傘は禁止。

自宅から保育園までの距離が2km以上ある場合は有料（月額2,000円）で通園バスの利用ができます（3歳以上児（年少以上）のみ）。バスが利用できる園は中央・平出・小野・東部保育園です。希望する場合は通園バス利用申込書を提出してください（子育て応援課又は保育園にあります）。

連絡

欠席、遅刻などの場合は、朝9:00までに保育園へ連絡してください。

保育園からの「おたより」は、見落とさないようにお読みください。

連絡については「コドモン（保育業務システム）」を使用しますので入園後登録をお願いします。

住所、勤務先、電話番号、世帯員等の変更があった場合は速やかに保育園へお知らせください。

服装

園児服と黄色安全帽子はいつも着用して通園してください（0、1歳児を除く）。

活動しやすい服装で登園してください。ズボン・上着などは着脱が簡単にでき、児童の大きさにあった、汚れてもよいものを着せてください。 ※つなぎ・フード付き衣服は禁止です。

靴は活動的な運動靴を履かせてください。

保育園での屋外活動は安全確保のため年齢別がはっきり分かるカラー帽子を使用します（裏が白色のもの）。
（令和6年4月1日現在の年齢が 1歳児…青、2歳児…緑、3歳児…ピンク、4歳児…赤、5歳児…黄）

教材

保育園で使用する保育教材（出席ノート・シール、自由画帳、クレヨン、はさみ）は、個人で所有し管理する教材であり、継続的に使用する物との観点から、保護者の負担とさせていただきます。

※3歳未満児は保育料に含まれているため実費負担はありません。

※3歳以上児については、以下のものを購入していただきます。購入手続きはコドモンでおこないます。

		5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児
(町)使用するもの	出席ノート・シール	○	○	○	○		
	自由画帳	○	○	○			
	クレヨン	← 継続使用	—	○			
	はさみ	← 継続使用	—	○			



給食

保育園における給食は、食べることの大切さと望ましい食習慣を身につけて、乳幼児の心身の健全な成長を目的としています。

0歳児は入園前に栄養士と面接があります。児童の成長に合わせて離乳食を進めてください。

献立は、全園統一で毎月の献立表をコドモンで配信します。

食物アレルギーの児童への食事は、代替食もしくは除去食を基本とし集団給食での可能な範囲で行いますが、給食が提供できない場合もあります。

* 入園3週間前までに、医師が証明する[アレルギー対応食指示書](#)が必要になります（用紙は子育て応援課にあります）。

* 給食を開始する前に栄養士と面接があります。

* アレルギー対応食指示書は必要に応じ（6ヶ月～1年を目安）コドモンから印刷または保育園から用紙をお受け取りのうえ提出をお願いします。

3歳（年少）以上児（おやつは午後の1回）

主食はお弁当箱にごはんのみ持たせてください

3歳未満児（おやつは午前・午後の2回）

完全給食ですので主食はすべて園で用意します

退園

退園を希望される時は、速やかに保育園または子育て応援課へ申し出てください。（町外へ転出されると、辰野町の保育園へ通うことができません）

月の途中において入園又は退園した場合の利用者負担額（副食費含む）は、日割計算により徴収します。

入園後の個人情報

保育活動の一環として園児の氏名や写真の掲示、提供をすることがあります。（例：下駄箱やロッカーの氏名・作品等の氏名・おたより関係・行事等の写真・メディア関係の取材等）

ご理解を頂くと共に提供に差し支えのある方は入園前に各保育園へ申し出てください。

緊急保育

保育園に入園している児童で、申込みをいただいた保育希望時間を超えて緊急的に保育の延長が必要になった場合、この制度を適用します。

保育園にある申込み用紙に記入（緊急を要する場合は、事前に電話等で保育園に連絡）し、お迎えの際、利用料金をお支払いください。（PayPayでのお支払いもできます）

受入曜日	保育園名	受入時間	利用料金
月曜日～金曜日	全保育園	7：30～19：00 （通常保育時間を除く）	30分 200円
土曜日	中央保育園		

※月3回までの利用ができます。

※保育園の休園日は利用できません。

※月の途中から延長保育を申し込んだ場合、それまでの緊急保育料は返金いたしません。

延長保育

父母が勤務時間の都合等により通常保育時間内（保育短時間8：00～16：00）に送迎ができない場合、時間を延長して保育を行います。希望される場合は、延長保育申請書を提出してください。

新規入園児の延長保育は、慣れ保育（8日間+16：00降園1日）終了後から開始となります。

保育園名	平日 実施時間	土曜日 実施時間
全保育園	朝 7：30～ 8：00 夕 16：00～19：00	朝 7：30～ 8：00 夕 16：00～19：00 ※中央保育園で集中保育

土曜日の保育について

保育園は土曜日でも勤務等の都合がある場合、中央保育園で集中して保育を行います。就労証明書の就労時間の土曜日の欄の記載が必要です。

給食が出ませんので、おかず入りのお弁当、おやつ持参をお願いします。

持ち物

平日	着替え一式と着替えを入れる袋・BOXティッシュ1箱・台ふき1枚・コップ（哺乳瓶・マグ等）・夏場は園庭で使う帽子（なんでも可）		全 て に 記 名 を お 願 い し ま す
土曜日 （中央保育園）	3歳未満児	おかず入りのお弁当・箸またはフォーク・おやつ2回分・コップ（哺乳瓶・マグ等）・水筒（水またはさ湯）・食事用エプロン2～3枚・ビニール袋3枚・オムツ・おしり拭き・バスタオル・午睡用布団・帽子・2歳児は園児服着用・手拭きタオル・着替え（肌着、上着、ズボン等）	
	3歳以上児	おかず入りのお弁当・箸またはフォーク・おやつ1回分・コップ・水筒（水またはさ湯）・ビニール袋1枚・午睡用布団・帽子・園児服着用・手拭きタオル・上履き・着替え（肌着、上着、ズボン等）	

病気・事故

毎朝児童の体調を確かめてから登園させてください。体調の悪い時は、無理をしないでお休みをさせてあげてください。
 保育園内で発熱、その他異常が認められたときは、応急の処置をして保護者に連絡します。緊急と判断した場合は、職員が直接病院へ連れて行き保護者の方にも病院へ来ていただきますので、ご承知おきください。

辰野町保育園では薬の投与は行っておりません。

病気によっては登園許可証が必要になります。

※いずれの場合も、医師がその伝染病の予防上支障がないと認めたときはこの限りではありません。

※伝染予防上問題がなくても、本人の状態が十分回復していない場合は、安静が必要です。

◆登園許可証が必要な病気 ※医師が記入

	病 名	登園停止期間
1	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
2	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
3	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
4	風しん（三日ばしか）	発しんが消失してから
5	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
6	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消えてから2日を経過するまで
7	流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
8	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
9	腸管出血性大腸菌感染症（O157ほか）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便により、いずれも菌陰性が確認されたもの
10	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間を経過していて、全身状態がよければ可
11	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態がよければ可

◆登園許可証が不要な病気

12	伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態がよければ可
13	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるまで
14	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるまで
15	ウィルス性胃腸炎（ノロ・ロタほか）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれるまで

◆治癒報告書が必要な病気 ※保護者が記入

16	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、幼児にあっては解熱した後3日を経過するまで
17	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

日本スポーツ振興センター災害共済

保育中に起きてしまったケガ等で医者にかかった場合、医療費の一部が日本スポーツ振興センターより支給されます（初診から治癒までの間の医療費総額が5,000円以上かかった場合）。

毎年全員の方にご加入いただいております。詳しくは入園後にご案内します。

病児・病後児保育

辰野町では、病気治療中または回復期にある児童を一時的にお預かりする「病児・病後児保育」を実施しております。児童のお預かりは、上伊那生協病院の「病児保育室いちごハウス」（箕輪町）で行います。

対象児童は町内に住所のある、1歳から小学6年生の児童です。保育園・幼稚園に通う児童は無料で利用することができます。

詳しくは[町のホームページ](#)をご覧ください。子育て応援課までお問い合わせください。

一時的保育

辰野町では、1歳以上の未就園の児童を対象に、一時的保育を実施しております。様々な理由で一時的に家庭での保育が困難になる場合は、ご相談ください。

施設名	受入曜日	受入時間	受入年齢	利用料	給食提供
中央保育園・新町保育園 小野保育園・東部保育園	月曜日～金曜日	8：30～16：00	1歳の誕生日～	子ども1人につき 30分 200円	あり（おやつ込み） 250円／日
羽北保育園・平出保育園			4月1日現在の 年齢が1歳～		
子育て支援センター	火曜日～金曜日	9：30～17：00	1歳の誕生日～ 3歳の誕生日後の 3月末まで		なし

※いずれも30分単位で利用ができます。

※月10日以内の範囲で利用ができます。

※利用施設の行事等により利用ができない日もあります。（お盆、年末年始、振替休園日、卒園式から入園式の間等）

※希望者には給食を提供しますが、主食（ご飯）はお持ちください。ただし、食物アレルギーのある児童、離乳食が完了していない児童については給食提供できません。また、子育て支援センターでは給食提供できませんのでお弁当をお持ちください。

《 入園準備品（3・4・5歳児） 》

★お願い 持ち物全てに分かりやすく記名をしてください。袋のサイズは目安です。

名札

保育園からお渡しします
名前をひらがなで書く（裏は記入しない）

ハンカチ・ティッシュ

園児服のポケットに入れておく
（ティッシュにも名前を書く）

黄色安全帽子 ※町指定



通園時に使用する

通園用のカバン



リュック等

カラー帽子 ※町指定



色は 3歳児…ピンク、4歳児…赤、
5歳児…黄
裏が白色のもの

連絡用布袋



厚手の布製のもの
縦30cm×横40cmくらいのもの
（おたより・作品・移動図書の本を入れる）

雨カッパ



雨天の通園時に使用する（傘は禁止）

園児服 （冬用・夏用） ※町指定



裏側にも記名する所があるので必ず
マジックで名前を書く

手拭用 ハンドタオル



紐つきのもの
1日1枚ずつ使用する
毎日洗濯をして持ってくる

弁当箱袋



弁当箱がゆったり入る大きさ
（20cm×20cmくらいのもの）
キルティングは不可

**給食用
ナフキン**



40cm×40cmくらいのもの
毎日洗濯をして持ってくる

**弁当箱・
ゴムバンド**



弁当箱はアルミ製のもの

**給食用
ナフキン袋**



20cm×20cmくらいのもの
キルティングは不可

**箸または
スプーン**



毎日洗って持ってくる
箸は木製の滑り止めのついている
もの

**歯ブラシ・
コップ**



担任から連絡がきましたら持って
きてください

**オムツ・
おしり拭き**



必要な方のみ
2歳児準備品参照

**歯ブラシ・
コップ袋**



20cm×20cmくらいのもの
キルティングは不可

**エコバッグ
または
ビニール袋**



汚れ物を入れるのに使う

**敷布団・
掛布団**



縦110～130cm×横65～75cmくらい
のもの
敷布団（マットレスは不可）
掛布団は敷布団に合わせた大きさに
する
布団にも名前を書く（大きく見やす
いように）
季節によって毛布・タオルケット等
も用意する

**敷・掛布団
カバー**



総ぐるみの取り外しができるファ
スナーのカバーにする（ひも・ス
ナップは不可）
名前は大きくはっきり書く
汚れたときは持ち帰り翌朝取り付
ける
週末に持ち帰り洗濯や布団干しを
する

パジャマ



週末に持ち帰り洗濯をする
12月～3月までは使用しません
年少さんは連絡がいきましたら持ってきてください

着替え用品



衣類の内容は2歳児準備品参照
全てに名前をはっきりと書き、着替え袋に入れておく
汚れ物を入れるためのエコバッグまたはビニール袋を入れておく
使ったら翌朝必ず補充する
季節ごとに衣類の入れ替えを行う

パジャマ袋



縦40cm×横35cmくらいのもの
キルティングは不可

着替え袋



着替えが一式入る大きさ（縦40cm×横35cmくらい）
キルティングは不可

上履き (運動靴)



自分で履きやすく、足に合ったもの

上履き袋



靴がゆったり入る大きさ（縦35cm×横25cmくらい）
キルティングは不可

台ふき 2枚

新しいタオルを3つ折りにして縫ったもの
名前は書かずに担任に提出してください

BOX ティッシュ 1箱

名前は書かずに担任に提出してください

《 入園準備品（2歳児） 》

★お願い 持ち物全てに分かりやすく記名をしてください。袋のサイズは目安です。

名札

保育園からお渡しします
名前をひらがなで書く（裏は記入しない）

ハンカチ・ティッシュ

園児服のポケットに入れておく
（ティッシュにも名前を書く）

黄色安全帽子 ※町指定



通園時に使用する

通園用のカバン



リュック等

カラー帽子 ※町指定



色は緑
裏が白色のもの

連絡用布袋



厚手の布製のもの
縦30cm×横40cmくらいのもの
（おたより・作品・移動図書の本を入れる）

雨カッパ



雨天の通園時に使用する（傘は禁止）

園児服 （冬用・夏用） ※町指定



裏側にも記名する所があるので必ずマジックで名前を書く

手拭用 ハンドタオル



紐つきのもの
1日1枚ずつ使用する
毎日洗濯をして持ってくる

エフロン



フェイスタオルを半分の大きさにしてゴムを通したもの
首まわりに合ったサイズにする
1日3枚ずつ使用する（おやつ、食事のとき）
毎日洗濯をして持ってくる

オムツ



1枚ずつ名前を書く（おしり側）
毎日必要な枚数を持ってくる
※布オムツの場合はご相談ください
※使用済みオムツは保育園で処分を行っています。

おしり拭き・ バスタオル



ケースにも名前を書く
無くなったら補充する
バスタオルはオムツ替え時に使用する
（毎日持ち帰り洗濯をして持ってくる）

敷布団・ 掛布団



縦110～130cm×横65～75cmくらいのもの
敷布団（マットレスは不可）
掛布団は敷布団に合わせた大きさにする
布団にも名前を書く（大きく見やすいように）
季節によって毛布・タオルケット等も用意する

敷・掛布団 カバー



総ぐるみの取り外しができるファスナーの
カバーにする（ひも・スナップは不可）
名前は大きくはっきり書く
汚れたときは持ち帰り翌朝取り付ける
週末に持ち帰り洗濯や布団干しをする

エコバッグ または ビニール袋



汚れ物を入れるのに使う

上履き (運動靴)



自分で履きやすく、足に合ったもの

台ふき2枚

新しいタオルを3つ折りにして縫ったもの
名前は書かずに担任に提出してください

着替え用品



上着・・・Tシャツ、トレーナー等2～3枚
ズボン・・・2～3枚（ウエストがゴムのも
のが良い）
シャツ・・・2～3枚
パンツ・・・3～5枚
靴下・・・2足
スタイ・・・数枚（必要に応じて）
おさがりでも名前ははっきりわかりやす
く書く
子どもに合ったサイズにする
使ったら翌朝必ず補充する
季節ごとに衣類の入れ替えを行う

BOX ティッシュ 1箱

名前は書かずに担任に提出してください

《 入園準備品（0・1歳児） 》

★お願い 持ち物全てに分かりやすく記名をしてください。袋のサイズは目安です。

カラー帽子 ※町指定



色は 1歳児・・・青（0歳児は使用しません）
裏が白色のもの

連絡用布袋



厚手の布製のもの（カバン代わり）
縦30cm×横40cmくらいのもの
（おたより・汚れ物・その他を入れる）

雨カッパ



必要に応じて用意する

エコバッグ または ビニール袋



汚れ物を入れるのに使う

食事用 ハンドタオル



おやつ、食事のときに手や口のまわりを拭く
1日3枚ずつ使用する
毎日洗濯をして持ってくる

エフロン



フェイスタオルを半分の大きさにして
ゴムを通したもの
首まわりに合ったサイズにする
1日3枚ずつ使用する（おやつ、食事のとき）
毎日洗濯をして持ってくる

オムツ



1枚ずつ名前を書く（おしり側）
毎日必要な枚数を持ってくる
※布オムツの場合はご相談ください
※使用済みオムツは保育園で処分を行っています。

おしり拭き・ バスタオル



ケースにも名前を書く
無くなったら補充する
バスタオルはオムツ替え時に使用する
（毎日持ち帰り洗濯をして持ってくる）

敷布団・掛布団



縦110～130cm×横65～75cmくらいのもの
敷布団（マットレスは不可）
掛布団は敷布団に合わせた大きさにする
布団にも名前を書く（大きく見やすいように）
季節によって毛布・タオルケット等も用意する

敷・掛布団カバー



総ぐるみの取り外しができるファスナーのカバーにする（ひも・スナップは不可）
名前は大きくはっきり書く
汚れたときは持ち帰り翌朝取り付ける
週末に持ち帰り洗濯や布団干しをする

**上履き
(運動靴)**



自分で履きやすく、足に合ったもの

着替え用品



上着・・・Tシャツ、トレーナー等2～3枚
ズボン・・・2～3枚（ウエストがゴムのも
のが良い）
シャツ・・・2～3枚
パンツ・・・3～5枚
靴下・・・2足
スタイ・・・数枚（必要に応じて）
おさがりでも名前ははっきりわかりやす
く書く
子どもに合ったサイズにする
使ったら翌朝必ず補充する
季節ごとに衣類の入れ替えを行う

台ふき2枚

新しいタオルを3つ折りにして縫ったもの
名前は書かずに担任に提出してください

**BOX
ティッシュ
1箱**

名前は書かずに担任に提出してください

★町内指定衣料品店

店名	住所	電話
衣料センター 米山	下辰野本町4	4 1-0 4 1 1
棒政	下辰野本町2	4 1-0 7 5 3

★価格 ※改定となる場合があります。

品名	価格(税込み)	備考
長袖園児服	3,800円	指定生地使用品
夏用園児服	2,150円	袖なし
通園黄色メトロ帽子	920円	洗濯丸洗いOK
カラー帽子（タレ付）	1,150円	各種カラー UVカット加工
カラー帽子（タレ付）	1,450円	各種カラー UVカット加工 取り外しOK

辰野町保育園等案内マップ★

